

公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

《水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成 28 年 度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29 年度	6,556,944	781,318	400,959	6.1%	6.5

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 132,084 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29 年度	92	325,462	71,496	131,005	527,963	5,739	6,148

- (注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
富山市	40.4	323,677	512,954 円
団体平均	44.2	341,066	511,425 円

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

【企業職給料表（一）】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
基準となる 職務内容	技師 主事	技師 主事	主査 主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	局次長 参事	局長 理事	局長 理事
職員数（人）	11	8	27	14	8	10	2	0	0
構成比（％）	13.8	10.0	33.7	17.5	10.0	12.5	2.5	0.0	0.0

【企業職給料表（二）】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
基準となる 職務内容	工手	工手	業務主任	業務長
職員数（人）	6	0	0	2
構成比（％）	75.0	0.0	0.0	25.0

- (注) 1. 富山市公営企業職員の給与に関する規程に基づく、各給料表の級区分による職員数です。
2. 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（平成29年度）		一人当たりの平均支給額（平成29年度）	
1,273千円		1,505千円	
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分) (加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5~10%			

(注) 1. 管理職を除く支給状況です。

2. ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成30年4月1日現在）

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（平成27年度～平成29年度）		一人当たりの平均支給額（平成29年度）	
自己都合	16,492千円	9,878千円	
応募認定・定年			
(支給率)	(自己都合)	(応募認定・定年)	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当（平成30年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成29年度決算）		10,298千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		111,935円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	92人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
29年度	千円 4,541	円 75,675	% 64.5

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成30年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対 する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 416	日額 300円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 799	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 1,207	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 230	日額 250円
用地交渉 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500円
緊急出動 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	千円 1,889	1回当たり 2,000～2,200 円
災害対策 業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	千円 0	日額 800円

⑥ 時間外勤務手当

区 分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成29年度	千円 25,780	円 326,326
平成28年度	千円 20,157	円 251,962

(注) 1. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（平成30年4月1日現在）

区 分	内容及び支給単価	支給実績 (29年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 1人につき10,000円 (3)そのほかの扶養親族 1人につき6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算	千円 8,401	円 227,041
住居手当	借家等 ・ 家賃20,000円以下の場合 手当額=家賃-9,000円 ・ 家賃20,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額月27,000円)	千円 4,122	円 257,653
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月2,600円~24,200円	千円 8,056	円 95,910
管理職 手当	管理職員に当該職の区分に応じて104,200円以内を支給	千円 9,407	円 723,606
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 180	円 17,992
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0

<p>単身赴任 手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により 配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に 支給 30,000円＋加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100Km以上の 場合に8,000～70,000円を加算</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>宿日直 手当</p>	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1回 4,200円</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>管理職員 特別勤務 手当</p>	<p>管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週 休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 1回 6,000円～12,000円 ・6時間超の場合 1回 9,000円～18,000円 ②平日深夜 1回 3,000円～6,000円</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>寒冷地 手当</p>	<p>寒冷地に在勤する職員であって世帯主である者のうち、扶養 親族のあるものに11月から3月まで5,800円を支給 (平成30年3月までの経過措置)</p>	<p>千円 87</p>	<p>円 29,000</p>

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

《工業用水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成 28 年 度の総費用に占め る職員給与費比率
29 年度	千円 302,227	千円 149,485	千円 22,324	% 7.4	% 7.7

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費はありません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29 年度	人 4	千円 14,125	千円 2,536	千円 5,609	千円 22,270	千円 5,568	千円 6,204

- (注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 39.3	円 337,737	円 464,887
団体平均	歳 42.8	円 344,126	円 522,017

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

【企業職給料表（一）】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
基準となる 職務内容	技師 主事	技師 主事	主査 主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	局次長 参事	局長 理事	局長 理事
職員数（人）	1	0	1	0	2	0	0	0	0
構成比（%）	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【企業職給料表（二）】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
基準となる 職務内容	工手	工手	業務主任	業務長
職員数（人）	0	0	0	0
構成比（%）	0.0	0.0	0.0	0.0

- (注) 1. 富山市公営企業職員の給与に関する規程に基づく、各給料表の級区分による職員数です。
2. 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富 山 市		団 体 平 均	
一人当たりの平均支給額 (平成29年度)		一人当たりの平均支給額 (平成29年度)	
1,365 千円		1,549 千円	
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分) (加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%			

② 退職手当 (平成30年4月1日現在)

富 山 市		団 体 平 均	
一人当たりの平均支給額 (平成27年度～平成29年度)		一人当たりの平均支給額 (平成29年度)	
自己都合	7,397 千円	5,782 千円	
応募認定・定年			
(支給率)	(自己都合)	(応募認定・定年)	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当 (平成30年4月1日現在)

地域手当支給実績 (平成29年度決算)		450 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		112,606 円	
支給対象地域 (職種)	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	4人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
29年度	千円 166	円 41,550	% 100

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成30年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	97 千円	日額 300円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	0 千円	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	0 千円	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	61 千円	日額 250円
用地交渉 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	0 千円	日額 500円
緊急出動 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	8 千円	1回当たり 2,000～2,200 円
災害対策 業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	0 千円	日額 800円

⑥ 時間外勤務手当

区 分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成29年度	千円 643	円 160,670
平成28年度	千円 665	円 166,123

(注) 1. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（平成30年4月1日現在）

区 分	内容及び支給単価	支給実績 (29年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 1人につき10,000円 (3)そのほかの扶養親族 1人につき6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算	千円 888	円 444,000
住居手当	借家等 ・ 家賃20,000円以下の場合 手当額=家賃-9,000円 ・ 家賃20,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額月27,000円)	千円 0	円 0
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月2,600円~24,200円	千円 433	円 108,340
管理職 手当	管理職員に当該職の区分に応じて104,200円以内を支給	千円 0	円 0
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 40	円 13,171
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0

<p>単身赴任 手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により 配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に 支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100Km以上の 場合に8,000~70,000円を加算</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>宿日直 手当</p>	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1回 4,200円</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>管理職員 特別勤務 手当</p>	<p>管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週 休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 1回 6,000円~12,000円 ・6時間超の場合 1回 9,000円~18,000円 ②平日深夜 1回 3,000円~6,000円</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>
<p>寒冷地 手当</p>	<p>寒冷地に在勤する職員であって世帯主である者のうち、扶養 親族のあるものに11月から3月まで5,800円を支給 (平成30年3月までの経過措置)</p>	<p>千円 0</p>	<p>円 0</p>

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

《公共下水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成 28 年 度の総費用に占め る職員給与費比率
29 年度	千円 14,023,476	千円 2,468,054	千円 258,013	% 1.8	% 1.7

(注) 資本勘定職員に係る職員給与費 119,256 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29 年度	人 67	千円 236,124	千円 49,402	千円 93,508	千円 379,034	千円 5,657	千円 6,128

(注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。

2. 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 39.5	円 327,314	円 505,681
団体平均	歳 43.2	円 339,266	円 510,928

(注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

【企業職給料表（一）】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
基準となる 職務内容	技師 主事	技師 主事	主査 主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	局次長 参事	局長 理事	局長 理事
職員数（人）	11	5	17	9	9	7	2	1	0
構成比（%）	18.0	8.2	27.8	14.8	14.8	11.5	3.3	1.6	0.0

【企業職給料表（二）】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
基準となる 職務内容	工手	工手	業務主任	業務長
職員数（人）	3	0	1	2
構成比（%）	50.0	0.0	16.7	33.3

（注）1 富山市公営企業職員の給与に関する規程に基づく、各給料表の級区分による職員数です。

2 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（平成29年度）		一人当たりの平均支給額（平成29年度）	
1,282千円		1,502千円	
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.45月分) (0.85月分) (加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%			

(注) 1. 管理職を除く支給状況です。

2. ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成30年4月1日現在）

富山市		団体平均	
一人当たりの平均支給額（平成27年度～平成29年度）		一人当たりの平均支給額（平成29年度）	
自己都合	14,361千円	7,250千円	
応募認定・定年			
(支給率)	(自己都合)	(応募認定・定年)	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当（平成30年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成29年度決算）		8,307千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		112,258円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	74人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
29年度	千円 4,320	円 70,820	% 82.4

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成30年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対 する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	千円 267	日額 300円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	千円 828	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	千円 174	日額 500円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	千円 198	日額 250円
用地交渉 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	千円 0	日額 500円
緊急出動 手 当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	千円 1,728	1回当たり 2,000～2,200 円
下 水 道 施設管理 業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	(1)下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2)浄化センター業務に従事したとき	千円 1,125	(1)日額 800 円 (2)日額 250 円

災害対策業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務に従事したとき	0 千円	日額 800 円
----------	--	---------------------------	---------	----------

⑥ 時間外勤務手当

区 分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成29年度	千円 19,753	円 299,290
平成28年度	千円 13,483	円 236,544

(注) 1. 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2. 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑦ その他の手当（平成30年4月1日現在）

区 分	内容及び支給単価	支給実績 (29年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 6,500 円 (2)子 1人につき 10,000 円 (3)そのほかの扶養親族 1人につき 6,500 円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算	千円 6,725	円 197,800
住居手当	借家等 ・ 家賃20,000円以下の場合 手当額=家賃-9,000円 ・ 家賃20,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額月27,000円)	千円 3,045	円 253,770
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月2,600円~24,200円	千円 6,349	円 89,429
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて104,200円以内を支給	千円 6,276	円 784,518
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 207	円 15,950

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 8,000~70,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1 回 4,200 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・ 6 時間以下の場合 1 回 6,000 円~12,000 円 ・ 6 時間超の場合 1 回 9,000 円~18,000 円 ②平日深夜 1 回 3,000 円~6,000 円	千円 0	円 0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員であって世帯主である者のうち、扶養親族のあるものに 11 月から 3 月まで 5,800 円を支給 (平成 30 年 3 月までの経過措置)	千円 0	円 0

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。